

【医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数について】

2025年1月～12月

区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術	0件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0件
オ 死経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
区分2に分類される手術	
ア 靭帯断裂形成手術等	0件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	0件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	0件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
区分3に分類される手術	
ア 上顎洞形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	0件
キ 同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術		
ア 胸腔鏡下手術	0件	
イ 腹腔鏡下手術	0件	
その他の区分に分類される手術		
ア 人工関節置換術	0件	
イ 乳児外科施設基準対象手術	0件	
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件	
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0件	
オ 経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	0件 0件 0件
オ 経皮的冠動脈粥腫切除術		0件
オ 経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	0件 0件 0件